

法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」が始まりました。

相続手続には、相続登記のみならず、被相続人名義の預貯金の解約、株式等有価証券の名義変更手続等様々な手続があります。

従来は、上記相続手続のために、被相続人や相続人の戸除籍謄本等の束を、相続手続を取り扱う各種窓口へ何度も出す必要がありました。相続手続のために戸籍謄本の束を数セット用意された方もいました。

このような状況から、相続手続に係る相続人・手続の担当部署双方の負担を軽減することを主目的として、「法定相続情報証明制度」が創設されました。

法定相続情報証明制度は、登記所（法務局）に戸除籍謄本等を提出し、併せて相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）を提出することで、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で交付する制度です。相続人は、この法定相続情報一覧図の写しを、その後の相続手続において、利用することで、戸除籍謄本等の束を何度も出し直す必要がなくなります。

法定相続情報証明制度の手続きは、大まかには以下のとおりです。

1 必要書類の収集

まず、申出人（法定相続人又は代理人）が必要書類を収集する必要があります。収集する書類は、被相続人の戸籍謄本（出生から死亡までのもの）、被相続人の住民票の除票、相続人の戸籍謄本（現在のもの）、各相続人の住民票（※法定相続情報に相続人の住所を記載したい場合）等になります。

2 法定相続情報一覧図の作成

収集した戸籍謄本に基づき、法定相続人の一覧図を作成します。法定相続情報一覧図は、A4サイズの白い紙に、(1)被相続人の氏名、出生日、死亡日、最後の住所、(2)相続人の氏名、出生日、住所（記載するかは任意）を記載します。詳しい内容につきましては、各法務局のHPに掲載されています。

3 申出書に記入し、法務局へ提出

申出書に必要事項を記入し、戸籍等の書類及び法定相続情報一覧図とともに、管轄法務局に提出します。管轄は、①被相続人の本籍地、②被相続人の最後の住所地、③申出人の住所地、④被相続人名義の不動産の所在地のいずれかの地を管轄する登記所となります。④については、相続登記の申請と一緒に法定相続情報一覧図の申し出をすることが想定されております。



丸の内だより

2012年10月に保存・復原工事が完了し、創建当時の姿へとよみがえった東京駅丸の内駅舎。ドーム型屋根を備えた美しい「赤レンガ駅舎」を一望できるスポットや、駅舎を眺めながらお食事やお茶を楽しめるレストランをご紹介します！

新丸ビル 7F（丸の内ハウス）

今の時期は、緑豊かな開放感溢れるテラスでのお食事がお勧めです。



テラスからの眺めです。



テラスの様子です。

CONTENTS

01. 固定残業代について
02. 民法改正について
03. 国税の納付方法いろいろ
04. 法定相続情報証明制度
05. 丸の内だより



NTS総合コンサルティンググループ

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目3番2号 郵船ビル701

電話 03(6212)2330 HP: <http://nts-cgr.jp/>

- NTS総合税理士法人
- 監査法人 アイリス
- NTS総合弁護士法人
- NTS総合社会保険労務士法人
- NTS総合司法書士法人



NTS 総合コンサルティンググループ

代表 吉井 清信

拝啓 仲秋の候 皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

昨今、マスコミ等で「ビットコイン（仮想通貨）」が取り上げられることが多くなっています。ネット上の取引で中々理解しづらいのですが、イメージしやすいのはオンライン内の通貨で、円を支払ってゲーム内で使える通貨を手に入れば、その通貨が「使える」ゲーム内の店でアイテムを買うことができるように、ビットコインを手に入れることで、ビットコインが「使える」所で物やサービスを買うことができる、というものです。

他の投資商品にはない決済手段として使える魅力が個人を惹きつけ、実際、家電量販店ビックカメラが全店で支払いに対応するなど国内で使える店は1万カ所を超え、ビットコインの国内保有者は70万人を突破したとされています。

独自の経済圏を築きつつあるビットコインですが、税逃れの問題もあるようで、先日、国税庁のHPに、「ビットコインの使用で生じた利益は所得税の課税対象になり、原則として雑所得に区分」と掲載されました。今後とも、「ビットコイン」には注目していく必要があるようです。

労 務

NTS 総合社会保険労務士法人

固定残業代について

平成29年7月7日、残業代込み定額年俸の有効性が争われた裁判で、最高裁は「残業代と基本給を区別できない場合は残業代が支払われたとは言えない」として無効と判断しました。

1 事件概要と示された判断

この事件は、医師が勤務先の病院に対し、解雇の無効と未払残業代等の支払いを求めた裁判です。病院は時間外労働に対する割増賃金については、雇用契約にて年俸に含むものとして医師と合意していました。これについて、最高裁は右表のように考え方を示しました。

① 適法	基本給や諸手当にあらかじめ含めることにより固定残業代という方法自体が直ちに労働基準法に反するものではない
② 超過分の支払い	固定残業代制度が適正であるためには、固定残業代相当額を超過した労働時間分はキチンと別途支払が必要
③ 明確に分別	通常の労働時間の賃金に当たる部分と固定残業代とを判別できることが必要

本件では割増賃金を年俸に含める旨の合意がされていたものの、実際の残業代金額を確定できず、割増賃金に当たる部分を判別することはできないことから、割増賃金が支払われたということとはできないとの判断が示されました。

2 最高裁判決の意義

残業代“込み”の給与支払いについては過去複数の判例で、“給与の中で基本給と残業代とを区別出来る

→次ページに続く

こと”との要件が示されてきました。しかし、今回の事件は医師の年俸が高額(1,700万円)であったこともあり、高裁判決では、「本件合意は医師としての業務の特質に照らして合理性があり、労務の提供について自らの裁量で律することができたことや給与額が相当高額であったこと等からも、労働者としての保護に欠けるおそれはない」と判断されていました。

これに対して最高裁は、割増賃金の未払い分の存在を認めました。

今回の判決で示されたことは、**残業代の支払いについて最高裁は非常に厳格で、例え高額の年俸が支払われて**

いたとしても労働基準法のルールは免れられないということです。

3 結論

近年は固定残業代を導入する企業が多いですが、残業代を基本給などに含める制度等を取り入れたとしても、企業は**従業員の残業時間を明確に把握して、残業代が実際の労働時間に対応して支払われているかを確認すること**が重要で安易に固定的残業代を導入するべきではないといえます。

会計・税務

NTS総合税理士法人

国税の納付方法いろいろ

1 ダイレクト納付

e-Taxで操作することにより、あらかじめ登録した預金口座からの引き落としにより納付することができる方法です。即時納付だけでなく、納期限までの期日を指定して納付することもできます。e-Taxの利用登録と、事前に、税務署に預金口座を届け出ておく必要がありますが、インターネットバンキングの契約は不要です。

この方法では、納税者に代わって税理士が納付の期日を指定する操作を行うことができます。その場合、納税者は期日に預金残高が不足しないように準備しておくだけでよいということになります。

2 インターネットバンキングでの納付

e-Taxから金融機関のウェブサイトへリンクして、インターネットバンキングの簡単な操作により納付する方法です。e-Taxの利用登録と、インターネットバンキングの契約が必要です。

3 ATMでの納付

②のe-Taxの画面に表示された、収納機関番号(5桁)、e-Taxの利用者識別番号(ID)(12桁)、確認番号(6桁)、納付区分番号(7桁)の4つの番号を、金融機関のATMで入力することにより、預金口座から又は現金で納付する方

個人事業者の所得税・消費税については、申告書を提出すれば4月に預金口座から引き落とされる振替納税が広く使われていますが、法人には振替納税という選択肢はありません。そのため、税金の納付というと、納付書を持って金融機関や税務署の窓口へ足を運ぶもの、というイメージをお持ちの方も多いかもしれません。しかし、インターネットをお使いの方なら、e-Tax(国税電子申告・納税システム)等を使うことにより、窓口に行かなくても納付できる方法がいくつかあります。今回は、その方法をご紹介します。

法です。e-Taxの利用登録が必要ですが、インターネットバンキングの契約は必要ありません。

なお、税理士が電子申告により申告書を提出した後に、納付に必要な4つの番号を控えて納税者にお伝えすれば、納税者はATMでその番号を入力して納付することができます。この場合、納税者ご自身がe-Taxを操作する必要はありません。

4 クレジットカード納付

平成29年1月から開始された、新しい納付方法です。e-Taxから「国税クレジットカードお支払サイト」へリンクしてカード情報等を入力することにより、クレジットカードで納付します。e-Taxからのリンクでなく「国税クレジットカードお支払サイト」で直接納付情報を入力して納付することもできますが、e-Taxからリンクすると納付情報が引き継がれて入力する必要がないため、より簡単です。

なお、納付税額1万円毎に76円(消費税別)の決済手数料がかかります。たとえば納付額が100万円なら、決済手数料は76円×100×1.08=8,208円となります。ただ、クレジットカードのポイントがつくことで、決済手数料がかかっても多少お得になる場合もあるでしょう。(ポイントの有無はカード会社にご確認ください)



NTS総合弁護士法人

民法改正について

平成29年5月に、民法の改正法案が成立し、6月に公布されました。改正法案は公布から3年以内(平成32年)に施行されることとなっています。民法制定以来約120年ぶりの抜本的な改正とされ、改正項目は約200項目に及びます。今回は消滅時効の改正点についてご紹介します。

1 債権の消滅時効の起算点と時効期間

本改正により、債権の消滅時効の起算点と時効期間について、「権利を行使することができる時」という客観的起算点から10年(改正民法(以下、同じ)166条2号)、または「権利を行使することができることを知った時」という主観的起算点から5年(同条1号)とされ、1号または2号のいずれかの期間が到達することにより時効が完成するものとされました。これに伴い、商事時効の規定及び改正前民法170条から174条までの職業別の短期時効制度はすべて廃止されることとなります。

契約に基づく債権は、当該契約締結時に、債権者が「権利を行使することができることを知った時」となるのが通常であるため、本条1号が適用されることになり、契約に基づかない不当利得返還請求権や安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権等の債権は、1号または2号のいずれかの期間が到達することにより時効が完成します。

このほか、定期金債権の消滅時効(168条)、不法行為による損害賠償請求権の消滅時効(724条)、人の生命又は身体への侵害による損害賠償請求権の消滅時効(167条)、人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効(724条の2)、確定判決で確定した権利の消滅時効(169条)は別に時効期間等が設けられています。

2 時効の完成猶予及び更新

改正前民法では、時効の進行や完成を妨げる事由として、時効の「中断」及び「停止」の2類型が定められていましたが、複雑で分かりにくい等の理由から適切な用語に改める必要性が指摘されていました。

そのため本改正では、「中断」及び「停止」の概念を廃止して、それに代わり「更新」と「完成猶予」という概念がそれぞれ用いられることとなりました。

それぞれ148条以降で規定されていますが、このなかで新たに「協議を行う旨の合意による時効の完成猶予」(151条)が新設されたのでご紹介します。

改正前民法では、当事者間の権利についての協議の合意がされた場合でも、時効の完成を阻止する方法について規定がなく、当事者間において解決に向けた協議をしている場合でも、時効の完成が近づけば、時効中断の措置として訴訟提起等をせざるを得ない場合があります。そのため、当事者間の権利についての協議の合意が「書面」でされたときは、時効の完成が猶予されることとされ、猶予される期間は、協議の合意があった時から1年(本条1項1号)、1年未満の協議期間を当事者が定めたときはその期間(同効2号)、または協議の続行を拒絶する旨の書面による通知をしたときから6か月(同項3号)のいずれかが経過するまでの間とされました。本規定は、訴訟提起等を回避しつつ、和解的解決を図ることを目的に広く活用されることが期待されています。

3 経過措置

時効期間については、施行日前に債権が生じた場合には従前の例が適用され、施行日以降に発生した債権には改正法が適用されます(附則10条4項)。なお、「施行日前に債権が生じた場合」には、「施行日以後に債権が生じた場合であって、その原因である法律行為が施行日前にされた時を含む。」(同条1項)とされているため、例えば、施行日前に請負契約が締結され、施行日以降に業務の完成に伴い報酬請求権が発生した場合には、従前の例となります。その他、事項の中断事由や事項の停止事由、生命・身体侵害事由の場合の特則、時効の援用等についても、経過措置が設けられているので、これらについても、改正民法が適用されるのか、改正前民法が適用されるのか注意が必要となります。

	ダイレクト納付	インターネットバンキングによる納付	ATMによる納付	クレジットカード納付
e-Taxの利用登録	要	要	要	必須ではないがあった方がよい
インターネットバンキングの利用	不要	要	不要	不要
税務署への事前の届出	要	不要	不要	不要
納税者自身のインターネットの利用	必須ではない	必須	必須ではない	必須
注意事項	—	—	桁数の多い番号を入力する必要あり	決済手数料がかかる